

雇用条件及び雇用契約証明

運転者氏名

上記の者は、当社(方)のタクシー運転者として次の条件で雇用している(する予定の)者に相違ありません。

1.雇用条件

下記 ア、イ、ウ、エ、オに該当する者ではない。

- ア 日日雇い入れられる者
- イ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ウ 試みの使用期間中の者(14日を越えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- エ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い(仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。)を受ける者
- オ 安全関係、地理、旅客及び公衆に対する応接等、旅客自動車運送事業運輸規則36条第2項に定められた事項について、雇い入れ後少なくとも10日間の指導が行われていない者(ただし、新に雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇い入れの日前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りでない。)

2.雇用契約

タクシー運転者として選任雇用している(する予定)者である。

令和 年 月 日

事業者住所

氏名又は名称
